

「生産緑地買取申出書」に必要な添付書類一覧表

【買取申出事由】

(A) 生産緑地指定後 30 年経過

(B) 主たる従事者の死亡もしくは農業に従事することが不可な故障

	【買取申出事由】		No	必 要 書 類	備 考
	(A) 30 年経過	(B) 死亡・故障			
添 付 必 須	○	○	1	申請書（様式第 2 号）	実印を押印（申出地が共有名義の場合、共有名義人全員の署名・捺印が必要） ※土地所有者が死亡し、相続登記未了の場合、遺産分割協議書、改正原戸籍謄本、戸籍謄本（抄本）、除籍謄本、相続関係図など相続関係書類を添付
	○	○	2	印鑑証明書 〔市民課発行〕	申出者全員の添付が必要 原本提出（原本還付可）
		○	3	農業委員会が発行する生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書	原本提出
	○		4	申出地の登記簿謄本 〔法務局発行〕	原本提出（原本還付可） 3 カ月以内発行のもの
	○		5	公図 〔法務局発行〕	区画整理地内の場合は不要 原本提出（原本還付可） 申請地が分かるように示すこと
	○		6	案内図（位置図）	1 / 2,500 が望ましい 申請地が分かるように示すこと 区画整理地内は、仮換地の場所を示すこと
必 要 に 応 じ て 添 付	○	○	7	委任状	申出が本人以外の場合に添付
	○		8	仮換地証明書、仮換地図 〔各区画整理事務所発行〕	区画整理地内の場合に添付 原本提出（原本還付可）
		○	9	土地所有者の除籍謄本	主たる従事者の死亡が理由の場合に添付
		○	10	医師の診断書等	主たる従事者の故障が理由の場合に添付 主たる従事者が「営農が不可能」である旨が明記されたもの （※「営農が困難」では不可）
	○	○	11	権利抹消承諾書	申出地に他人の権利が付いている場合に添付
	○	○	12	その他（必要に応じて）	

■ 受付日：随時

■ 提出先：豊田市 都市整備部 都市計画課（市役所西庁舎 4 階） TEL：0565-34-6620